

答 申 書

平成30年12月11日

赤穂市特別職報酬等審議会



平成30年12月11日

赤穂市長 明石元秀様

赤穂市特別職報酬等審議会

会長 加藤 明 印

特別職の報酬等について（答申）

平成30年8月1日付赤総人第30号で諮問のあった標記のことについて、本審議会は厳正、公正な見地にたつて慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1 給料及び報酬の額

市長、副市長及び教育長の給料並びに議会の議長、副議長及び議員の報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

	答 申	現 行
市 長	現行の額に据置き	894,000 円
副市長		742,000 円
教育長		644,000 円
議 長		486,000 円
副議長		415,000 円
議 員		375,000 円

2 期末手当の支給月数

市長、副市長及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給月数は、現行のとおり一般職（人事院勧告）に準じることが適当である。

	答 申	現 行
市 長	一般職（人事院勧告）に 準じる	一般職（人事院勧告）に 準じる
副市長		
教育長		
議 長		
副議長		
議 員		

3 答申の理由

(1) 審議の背景及び経過

現行の特別職の報酬等は、平成26年4月1日に改定され現在に至っている。

この間、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり緩やかに回復が続いているとされる一方で、東日本大震災や熊本地震をはじめ全国各地で相次ぐ自然災害への対応や海外経済の不確実性の高まり、平成31年10月からの消費税率の引き上げなどによる景気の下振れリスクに留意する必要があるとされている。

本市においても少子高齢化に伴う人口減少問題など、社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応し、市民サービスの向上と健全な財政構造の構築に努める責務があり、それら重要施策を決定し推進する立場にある特別職の職責は極めて重要になっている。このような中、特別職の報酬等について適正な水準を検討する必要があるとして、平成30年8月1日付で市長から本審議会に対し、特別職の給料及び報酬並びに期末手当について諮問があった。

本審議会では市長の諮問を受け、赤穂市の財政状況をはじめ、県下各市及び類似団体における各職の給料、報酬及び改定等の状況、一般職の給料改定状況等を参考にしながら、市民感情なども踏まえた様々な角度から厳正・公正な立場で慎重に審議を行い、パブリックコメントの実施を経て、上記のとおり結論を得たものである。

(2) 給料及び報酬の額

本審議会では、特別職の給料及び報酬を審議するにあたり、現在、市長等三役が自主的に行っている減額措置（市長10%、副市長及び教育長5%）は、本市の厳しい財政状況を反映しているものとして参考とするが、協議は条例に規定する額で行うことを基本とした上、主に下記の意見が開陳され、協議の結果、市長、副市長及び教育長の給料並びに議長、副議長及び議員の報酬については、現行の額に据え置くことが適当であるとの結論を得た。

- ① 今回（平成31年4月）改正案を検討するにあたっては、人事院（国）による勧告は方向性を考えるうえで参考とすべきであり、一般職の月例給の勧告率は前回改定後の平成26年度から4年続けて微増となっている。しかしながら、一般職に対する勧告内容を特別職にそのまま適用する必要はない。
- ② 赤穂市の財政状況、他市の改定状況、他市の各職の給料（報酬）月額との比較等を総合的に考えれば、給料（報酬）月額を引き上げる状況ではなく、むしろ市民感情としては微減が良い。
- ③ 人事院勧告のほか最低賃金もプラス改定されるなど、社会全体の賃金の状況は上昇傾向にあるが、現在の赤穂市の財政状況は先行き不透明なところもあり、報酬の引き上げは考えられない。また、各職とも他市との相对比较をはじめ、社会

状況などを総合的に考えれば据え置きで良い。

- ④ 最近の人事院勧告はプラス改定であり、特別職はこの間も据え置いてきたことを考えれば実質減という事にはなるが、今回も据え置くことが適当ではないか。

(3) 期末手当の支給月数

市長、副市長及び教育長並びに議長、副議長及び議員の期末手当の支給月数は、下記のとおり意見が開陳され、協議の結果、現行のとおり一般職（人事院勧告）に準じることが適当であるとの結論を得た。

- ① 平成30年度の人事院勧告では、期末手当は現行の4.40月から0.05月増の4.45月への勧告が行われたが、いくら人事院勧告とはいえ増額改定は市民感情として受け入れられない。
- ② 今回（平成31年4月）改正案を検討するにあたっては、人事院（国）による勧告は方向性を考えるうえで参考とすべきであるが、給料と同様据え置きで良いのではないか。
- ③ 人事院勧告は一般職への勧告であり、特別職に適用すべきか疑問である。
- ④ 平成30年度の人事院勧告は0.05月の増であったが、来年度以降は下がる可能性も有り、現行の支給月数に据え置きとなれば相当の根拠が必要である。全国の民間企業について根拠を持って調査した人事院の勧告内容に、今後も合わせた方が説明がしやすいのではないか。
- ⑤ 支給率は変動することを考えれば、これまでどおり人事院勧告に準拠することが適当である。

4 おわりに（付帯意見）

以上のとおり、本答申は、各般にわたる角度から厳正、公正な見地に立って慎重に審議を重ねた結果、全会一致をもって決定したところであるが、審議の過程において委員各位から出された意見を十分に認識され、本答申を尊重されることを要望する。

最後に、本市においては、少子高齢化に伴う人口減少問題をはじめ、多くの課題が山積する中、安全安心で活力のあるまちづくりや、子育て支援等将来への希望が持てる人づくり、地域づくりを推進していかなければならない。市政の舵取り役である市長をはじめとする各職は、その職責の重要性和市民の期待の大きさを十分に認識され、赤穂市の発展と市民福祉の向上のため、その能力を遺憾なく発揮されることを切望するものである。

赤穂市特別職報酬等審議会

会 長	加 藤 明
会長職務代理	前 田 護
委 員	大 木 善 夫
委 員	井 上 昭 彦
委 員	山 本 真 一
委 員	真 殿 とし み
委 員	田 端 智 孝
委 員	家 根 次 代
委 員	寺 田 榮 治
委 員	岩 崎 由 美 子